

船舶事故等調査報告書

平成26年5月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第4号
事故等種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成25年11月16日 15時45分ごろ
発生場所	山口県徳山下松港のトクヤマ10号岸壁 山口県周南市所在の徳山下松港地ノ筏 <sup>いかだ</sup> 灯台から真方位020° 540m付近 （概位 北緯34°03.2′ 東経131°47.1′）
事故等調査の経過	平成26年1月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 美島 <sup>みしま</sup> エクスプレス、498トン
船舶番号、船舶所有者等	134753、株式会社双葉商会
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷船首外板に擦過傷 岸壁 コンクリートに破損
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、石炭約1,600tを積載し、船長が、船橋で操船指揮及びリモコンによる操舵に当たり、機関長を機関操作に就け、船首に一等航海士及び甲板長を、船尾に一等機関士をそれぞれ配置し、入船右舷着けで徳山下松港のトクヤマ10号岸壁（以下「本件岸壁」という。）に着岸作業中、行きあしを止めるために後進をかけたところ、北西の風により、船首が急速に岸壁に接近したので、左錨鎖の伸出を止めたが、平成25年11月16日15時45分ごろ右舷船首部が本件岸壁に衝突した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
その他の事項	本船は、本事故当時、左錨鎖を3節出していたが、西側の岸壁が近く、船尾方に錨鎖が伸びていたので、船首の振れを止めることができなかった。 船長は、船長として約34年以上の経験を有し、本件岸壁への着岸経験も豊富であった。 本船は、後進をかければ、船首が右に振れる傾向があった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり

判明した事項の解析	本船は、徳山下松港の本件岸壁に着岸作業中、機関を後進にかけたこと、及び北西風で船首が右に振れたことから、本件岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、徳山下松港の本件岸壁に着岸作業中、機関を後進にかけたこと、及び北西風で船首が右に振れたため、本件岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・着岸作業中は、風潮流の影響が大きいことに留意すること。